

民営化事業に関する 留意事項等について

(案)

平成23年11月

茨木市立保育所
民営化外部・庁内検討委員会

目次

民営化基本方針に関する事項

1	土地の無償貸与及び建物の無償譲渡	1
2	移管先法人の選定（対象：社会福祉法人）	2
3	移管先法人の選定（移管先の選定・決定、選考委員会の設置）	3
4	現状における保育内容の継続（保育士の配置）	4
5	現状における保育内容の継続（保育士の年齢構成）	5
6	現状における保育内容の継続（保育時間）	6
7	現状における保育内容の継続（費用負担）	7
8	現状における保育内容の継続（開所日（休園日））	8
9	現状における保育内容の継続（アレルギー対応）	9
10	現状における保育内容の継続（健康診断）	10
11	現状における保育内容の継続（障害児保育）	11
12	現状における保育内容の継続（苦情処理）	12
13	移管先法人への引継ぎ「円滑な移行」（合同保育）	13
14	移管先法人への引継ぎ「円滑な移行」（引継保育等）	14
15	三者協議会（移管条件や保育内容の継続性等の確認及び問題点の改善）	15

民営化に伴う協定書に関する事項

16	損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入	16
17	宗教食への配慮	17
18	施設長の経験年数	18
19	専任看護師の配置	19
20	栄養士の配置	20
21	臨職・パートの就労への配慮	21
22	保育所定員構成及び受入年齢	22
23	保護者への意向調査	23

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書 第6条
	6 - 1 - 1		土地の無償貸与及び建物の無償譲渡		募集要領 - 3 (1) ~ (5)

現 状

土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡については、移管先法人に対して、一定、保育内容の継続を義務付けすることにより運営経費の増加が見込まれること、また、初期的経費の軽減を図り、保育の充実に努めること、さらに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることが重要であり、これまで慣れ親しんできた施設や設備、遊具等をそのまま引き継ぐことなど、民営化への円滑な移行のための措置である。

「土地の無償貸与」

各移管先法人と市が「土地使用貸借契約」を締結。
契約期間は、3年間。その後は、書面による申し出により更新。

「建物等の無償譲渡」

移管先法人と市が「建物等譲与契約」を締結。
建物等（遊具その他の備品）は、譲与済み。

基本方針：土地については、無償貸与とする。建物及び備品等については、無償譲渡とする。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

特になし。

【移管先法人】

保育事業を引き継ぐための措置として、妥当であるが、譲渡建物の老朽化から修理に要する経費が多額になることや築年数に応じた改修費の支援、さらには、建替を見据えた支援などの意見・要望がある。
また、ヒアリングを通じて、施設の老朽化による建替時には、土地を担保として、資金調達ができないという意見もある。

【報告書】 < 14、15頁 > 【法人アンケート】 < 9頁 >

留意事項及び課題等

建物等の無償譲渡は、地方自治法に基づき、市議会の議決を経て譲与（地方自治法第237条第2項）
建物等の無償譲渡及び土地の無償貸与できる団体が限定（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項）
土地の無償貸与の継続性
建物の老朽化（支援のあり方）
将来的な建物の建替に伴う、担保物件としてのあり方

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、土地の無償貸与及び建物の無償譲渡については、必要な措置である。当面は、現行の民営化基本方針の内容を引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【建物等の無償譲与】

建物等については、無償譲渡とする。

【土地の無償貸与】

土地については、無償貸与とする。

ただし、認可保育所（園）の指導監査を通じて、移管先法人の運営状況を把握するとともに、行財政改革の視点から、将来的には、有償貸与及び譲渡についても検討することとする。

<理由>

市有財産は、市民の共有財産であり、その効率的・効果的な活用が望まれていること。
将来に負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりの展開を図るには、行財政改革の視点が重要であること。

【その他】

・施設改修等事業補助の考え方（案）
施設改修等事業補助については、建物等の資産価値、また、保育環境の充実及び安全性を確保する観点から、既存施設の維持管理及び補修・改修等に努めていることから、現行の500万円を上限として、施設改修等についてのヒアリングを行うこととする。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 2 - 1		移管先法人の選定 (対象：社会福祉法人)		- 募集要領
					- 1 (1) ~ (6)

現 状

移管先法人の選定については、これまで、公私協調のもと保育行政の発展に寄与してきたことや、市の保育行政への理解、また、地域の子育てニーズにも詳しいことから、市内に本部を置く社会福祉法人としている。
また、社会福祉法人に限定した理由として、建物等の無償譲渡については、地方自治法第237条第2項に基づき、議会の議決が必要であり、土地の無償貸与については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項により、公共的団体等に限定していることなども、その一つである。
これは、検討事項「土地の無償貸与及び建物の無償譲渡」に大きく関連するものである。

基本方針： 保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、保育所施設等を無償譲渡することから社会福祉法人とする。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

民営化のとき、手を挙げる園が少ないとそこからしか選べないのでシステムの改善を考えてほしい、また、茨木市内の法人に限ると保護者が選ぶ幅が狭くなるのではないかと、さらに、法人選考がもう少し緩くなると選択が広がると思うなどの意見がある。

【移管先法人】

保育園の運営経験のある法人に限った方がよいのでは、また、茨木市内に社会福祉法人本部があり、社会福祉事業を営む法人に限定したことは、茨木の子どもたちの健全育成に責任をもつという立場でよかったという意見がある。

【報告書】 < 15、16頁 > 【保護者アンケート】 < 20、21頁 > 【法人アンケート】 < 2頁 >

留意事項及び課題等

市内に本部を置く社会福祉法人に限定することで、応募団体が限られること
規制緩和により、保育所を運営できる主体が拡大
保育所運営の安定性と継続性の確保
土地の無償貸与や保育所施設等を無償譲渡できる団体が限定

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	やや低	改善	民営化事業の継続にあたり、移管先法人の選定における対象については、「社会福祉法人」に限定することが必要であると考えているが、「市内限定」及び「社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む」とするかどうかについては、検討する必要がある。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【対象及び範囲】

保育園を運営する 府内に本部のある社会福祉法人とする。

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する府内に本部のある社会福祉法人とする。

<理由>

子どもたちへの保育環境の変化を最小限に止めることが重要であること。
保護者支援及び地域連携の観点から、保育園の運営ノウハウを有することが望ましいこと。
土地の無償貸与や保育所施設等を無償譲渡できる団体が、法令等により限定されていること。
府内の社会福祉法人とすることで、応募法人の増加が見込めるとともに、法人の指導・監査等、これまでどおり、府との連携・調整の実績があること。

<留意事項>

上記理由の を削除すること。
保育園を運営する法人については、選考時の採点への配慮（加算）を検討すること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6-2-3 6-2-4		移管先法人の選定 (移管先の選定・決定、選考委員会の設置)		- 募集要領 1~6

現 状

法人の選考については、「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し、「法人の基本姿勢（保育目標）」、「保育内容」、「保育サービスの向上」、「経営基盤（資金計画及び経理状況）」の大きな項目として4項目、そして、応募法人からのヒアリングを通じた評価調整として1項目の合計5項目100点満点による応募法人の評価を行っている。

一方、選考委員会の委員からも、応募法人の実績等を踏まえた最低点の設定をはじめ、評価項目の再検討や評価点の配分などの検討が必要かであるとの意見もある。

移管先法人については、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価し、適切かつ公正な選定に努めた。

< 当該年度にそれぞれ5回開催 >

基本方針：移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。選定については、(仮称)「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し選定する。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

移管先法人を保護者の意見だけで決められないのは考えられない、また、法人選考に保護者一人しか出席できないのはなぜか、財務以外は総合的に決めるのは保護者だと思ふなどの意見がある。

【移管先法人】

選考方法、採点方法、配点等に疑問が残り、解消されないまま4年が過ぎた。改善願いたいなどの意見がある。

【報告書】 < 15、16頁 > 【保護者アンケート】 < 20、21頁 > 【法人アンケート】 < 2頁 >

留意事項及び課題等

経理状況の分析など、専門性が必要
 評価者の主観が評価点に影響
 民営化する保育所ごとに、選考委員会を設置

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	やや低	改善	民営化事業の継続にあたり、移管先法人の選定における選考方法等については、十分な検討を要するため、改善の方向性として2案を示して、検討することとする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【移管先法人の選考方法】

法人選考については、資金計画及び経理状況をはじめ、応募に係る関連書類による選考が、一定、必要であるとともに、応募法人の条件を勘案した最低点の設定、また、法人会計等の専門的な分析が必要なことから、選考委員会の委員として、会計士に依頼するほか、民営化に伴う保育サービスの充実について、市からの説明会の充実をはじめ、法人によるブレゼンテーションの導入を検討する。

<理由>

保育所の継続的な運営が求められていること。
 応募法人の保育に対する基本的な姿勢とともに、法人が提供する保育サービスの状況を把握することが必要なこと。
 民営化の目的の一つとして、保育サービスの充実を掲げており、民営化に伴う保育サービスの充実がより明確になること。

<留意事項>

選考方法については、最低点の設定など、より公正かつ適切な選考方法を検討すること。
最終的な選考方法については、選考委員会において決定すること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 1		現状における保育内容の継続 (保育士の配置)		第4条 第1項 第1号 募集要領 - 2 <保育士等> (1)

現状

1歳児クラスの保育士の配置については、児童福祉施設最低基準において、乳児6人に対し保育士1人が義務付けられていますが、乳児5人に対し保育士1人として、上乘せしており、子どもの安全とより充実した保育を確保する観点から、本市独自の保育サービスを行っており、この配置基準を適用している。
また、保育内容の継続という観点からの措置でもある。
基本方針：保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること。

【市の配置基準】	【国の配置基準】
0歳児クラス乳児3人に対し保育士1人	0歳児クラス乳児3人に対し保育士1人
1歳児クラス乳児5人に対し保育士1人	1歳児クラス乳児6人に対し保育士1人
2歳児クラス乳児6人に対し保育士1人	2歳児クラス乳児6人に対し保育士1人
3歳児クラス幼児20人に対し保育士1人	3歳児クラス幼児20人に対し保育士1人
4歳児クラス幼児30人に対し保育士1人	4歳児クラス幼児30人に対し保育士1人
5歳児クラス幼児30人に対し保育士1人	5歳児クラス幼児30人に対し保育士1人

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
保育士の対数配置に関することではないが、「公立保育所に比べ、先生の数が少ないのでは」という意見がある。
【移管先法人】
1歳児において国基準を上回る保育士の配置を義務付けられ、大変困ったという意見がある。
【報告書】 <13、16、17頁> **【保護者アンケート】** <18頁> **【法人アンケート】** <3頁>

留意事項及び課題等

国の最低基準との整合性
私立保育園における保育士配置との整合性
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、「児童福祉施設最低基準」が都道府県条例の規定による「基準」に改められることになる。
(施行期日 平成24年4月1日)

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、保育士の配置については、新たな移管先法人についても、現行どおりの移管条件を適用することとする。

今後の移管条件のあり方(方向性)

【保育士の配置】
保育士の配置基準については、市の配置基準を適用する。
<理由>
保育内容の継続性を確保し、保育環境の急激な変化を最小限に止めることに努める必要があること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 2		現状における保育内容の継続 (保育士の年齢構成)		第4条 第1項 第2号 募集要領 - 2 <保育士等> (1)

現 状

保育士の年齢構成については、その2分の1以上が経験年数4年以上を有する者としている。
 これは、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、子どもの安全や保護者の安心につながる保育環境を整える観点から、移管条件として義務付けている。
 また、保育士の経験年数については、民間施設給与等改善費の平均勤続年数を参考に、4年以上としているが、4年未満の勤続年数の区分があること、さらに、移管先法人からは、条件が厳しいという意見もある。

基本方針：保育士の年齢構成は、年齢バランスを考慮し、一定経験年数を持った保育士の配置に努めること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

保育士の年齢が若くなり、育児経験者が少ない、また、職員の経験年数が浅く、早く退職されるので不安という意見がある一方で、丁寧な対応と笑顔により、保護者のことを考えてくれているというをはじめ、若くて活気があり、努力が感じられ、頑張っている、さらには、とても親切、何でも話せる環境に配慮している」などの意見もある。

【移管先法人】

経験年数4年以上の保育士を1/2以上とする条件は厳しいという意見がある。

【報告書】 < 13、14、17頁 > 【保護者アンケート】 < 6、15、18頁 > 【法人アンケート】 < 3頁 >

留意事項及び課題等

経験年数4年以上の保育士を1/2以上配置する条件の妥当性
 保育環境の急激な変化、子どもの安全や保護者の安心に対応した保育環境を整えるという観点を踏まえた検討が必要

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
やや高	やや高	やや低	改善	民営化事業の継続にあたり、保育士の年齢構成については、十分に検討を要するため、現行どおりの移管条件と改善案を示して、検討することとする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【保育士の年齢構成】

経験年数3年以上の保育士を2分の1以上、かつ、経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置することとする。

<理由>

保育士の専門性として保育所保育指針において、大きく6項目が示されており、一定の経験年数が必要であること。
 府の社会福祉協議会が主催する中堅職員研修の区分として2年以上5年未満が対象となっていること。
 保育士の資質の向上及び専門性の向上については、一定、保育所保育指針に示されており、各保育園において、適切な対応に努められていること。
 上記と併せ、保育内容等について、保育士間の共通理解・連携に努めていること。

<留意事項>

児童福祉施設最低基準第7条の2及び保育所保育指針第7章に規定されているとおり、職員の資質の向上については、研修計画を作成するなど、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならないとされていることから、移管先法人に積極的な対応を求めること。
 職員の研修については、職員処遇に関する指導・監査などを通じて、その把握に努めるとともに、これまでから実施している公・私連携した研修機会を確保（継続）すること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 3		現状における保育内容の継続 (保育時間)		第3条 第1項 第2号 募集要領 - 2 <保育内容> (3)

現 状

保育時間については、原則として午前7時から午後7時まで(延長保育を含む。)としている。
 また、原則として保育時間は前後30分の延長保育を含み、午前7時から午後7時とし、それ以上の保育時間の拡大(延長保育)することを妨げないこととしている。
 なお、協定書における保育時間を上回る対応をしている保育園(3園)もあり、私立保育園の柔軟性や即応性が活かされた、地域で求められる保育ニーズへの対応ができています。

基本方針：保育時間は、最低現行の保育時間を継続すること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

特になし。

【移管先法人】

特になし。

【報告書】 <12、40頁>

留意事項及び課題等

特になし。

児童福祉施設最低基準

「保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める」こととされている。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、保育時間については、現行どおり、原則、午前7時から午後7時までの保育時間(延長保育を含む)とし、保育時間の拡大を妨げないこととする。

今後の移管条件のあり方(方向性)

【保育時間】

原則、午前7時から午後7時までの保育時間(延長保育を含む)とし、保育時間の拡大を妨げないこととする。

<理由>

保護者及び移管先法人から、特に意見等もなく、現状、保育ニーズに適切に対応していると考えられること。

<留意事項>

保育時間の拡大については、私立保育園としての即応性及び柔軟性を活かした保育内容の充実として、移管条件として位置づけることも検討するなど、保護者の保育ニーズを勘案すること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書 第3条 第1項 第3号
	6 - 3 - 4		現状における保育内容の継続 (費用負担)		募集要領 - 2 <保育内容> (4)

現 状

費用負担については、「保育料、延長保育料、給食（主食）費、傷害保険料」以外の経費を保護者に求める場合は、三者協議会において協議することとしており、民営化に伴って、急激に保護者負担が増加しないように配慮した措置であるが、三者協議会での協議の結果、了承された場合は、保育の実施に必要な経費の徴収を妨げるものではない。
また、新たに生じる費用負担については、当該保育園が保護者に対して十分に説明することが重要である。

基本方針：費用負担については、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

「民営化については良い面も多いと思うが完全民営化になった時の保育料以外の費用が心配」をはじめ、「完全民営化になると同時に費用面がガラリと変わり我々には選択の余地がないことが心配」や「制服、カラー帽子、ピアノの購入、延長保育料の値上げ（月極がなくなり時間制）等、納得しきれぬ費用負担が徐々に公表されている」などの意見がある。

【移管先法人】

「遠足のバス代を保護者から徴収しないのはおかしい」や「民間の特色ある保育への理解が得られていない」などの意見がある。

【報告書】 < 17、18頁 > 【保護者アンケート】 < 26、30頁 > 【法人アンケート】 < 6頁 >

留意事項及び課題等

新たに生じる費用負担については、当該保育園が保護者に対して十分に説明することが重要
協定期間終了後、私立保育園による運営が始まることの周知
保育所運営に関する協定書に規定している保育内容について、協定期間の終了に伴い、法令等の遵守事項を除き、履行義務がなくなることの周知

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
やや高	やや高	やや高	継続	民営化事業の継続にあたり、保護者の費用負担については、現行どおりの移管条件を適用することとする。ただし、保護者の同意を得られた場合は、この限りではない。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【費用負担】

費用負担については、保育料、延長保育料、教材費、給食（主食）費、傷害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保険料をいう。）以外の経費を保護者から徴収する場合は、三者協議会において協議する。

<理由>

保護者負担の急激な変化への配慮が必要であること。

<留意事項>

今後、発生するであろう、児童に提供する保育サービスにおける費用負担について、当初から例示し、保護者に十分に説明をしておくとともに、実施時期などについても、三者協議会で協議すること。

保護者負担の急激な変化への配慮が必要であるが、子どもたちの最善の利益を考慮し、激変緩和の措置期間でもある協定期間において、徐々に変更していく努力が必要であること。

民営化後に在園することとなった費用負担については、児童福祉施設最低基準第36条の3に基づいて、提供するサービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して定めるとともに、適切に周知されるべきものであること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 5		現状における保育内容の継続 (開所日(休園日))		第3条 第1項 第1号 募集要領 - 2 <保育内容> (6)

現 状

開所日については、原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日までとしている。

また、法令等に特段の定めはないが、保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、理由なく休所することが認められていないと解釈できると考えているほか、児童福祉施設最低基準において、保育時間については、原則、1日8時間とされ、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮することとされている。

さらに、国の運営費負担金の算定上では月25日、年間300日を想定していることなど、保育需要があるのに、独自に休園することは認められていないと解釈できると考えている。

基本方針：休園日は、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

特になし。

【移管先法人】

特になし。

【報告書】 < 11、40頁 >

留意事項及び課題等

開所日については、特に定められていないが、公立保育所については、茨木市立保育所条例施行規則第4条において、休所日を定めており、原則、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日までとしている。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、開所日(休園日)については、現行どおりの移管条件を適用することとする。

今後の移管条件のあり方(方向性)

【開所日】

開所日については、原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日までとする。

ただし、休日保育等の実施に伴い、上記以上の開所日を設けることを妨げないこととする。

<理由>

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、理由なく休所することが認められていないと解釈できること。

児童福祉施設最低基準において、保育時間については、原則、1日8時間とされ、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮するとされていること。

国の運営費負担金の算定上では月25日、年間300日を想定していること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 6		現状における保育内容の継続 (アレルギー対応)		第3条 第1項 第6号 募集要領 - 2 <保育内容> (7)

現 状

給食のアレルギー児対応については、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況により対応することとしている。

また、保育所保育指針に規定があるように、適切な対応が求められるとともに、児童福祉施設最低基準第11条第3項にも、食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好(しこう)を考慮したものでなければならないと規定されている。

一方、保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすこともあり得ることに留意が必要である。

基本方針：給食は、アレルギー児の対応を行うこと。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

特になし。

【移管先法人】

特になし。

【報告書】 <12頁>

留意事項及び課題等

保育所保育指針の「3 食育の推進」中、「(4) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応」において、「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。」と明記されている。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、給食のアレルギー対応については、現行どおりの移管条件を適用することとする。

今後の移管条件のあり方(方向性)

【アレルギー対応】

給食のアレルギーの対応については、保育所保育指針及び児童福祉施設最低基準に基づき、適切に対応すること。

また、アレルギーの対応にあたっては、国のアレルギー対応ガイドライン及び茨木市立保育所の給食におけるアレルギー対策実施要綱を参考にすること。

<理由>

保育所保育指針に規定があるように、適切な対応が求められること。

児童福祉施設最低基準第11条第3項において、食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好(しこう)を考慮したものでなければならないと規定されていること。

<留意事項>

保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすこともあり得ることに留意が必要であること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 7		現状における保育内容の継続 (健康診断)		第3条 第1項 第8号 募集要領 - 2 < 保育内容 > (10)

現 状

各種健康診断については、年3回以上の内科検診、年2回以上のギョウ虫検査並びに年1回以上の歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診及び尿検査を実施することとしている。
 内科検診については、年3回以上の実施を義務付けているが、法令では、年2回以上、また、必要に応じて随時検診を実施することが規定されている。
 また、眼科検診、耳鼻科検診、ギョウ虫検査及び尿検査については、本市独自の補助を実施しており、全ての私立保育園において、適切に実施されている。

基本方針：健康診断は、内科検診、歯科検診等を実施すること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。
 【移管先法人】
内科検診について、年3回以上の実施を義務付けなくても、児童福祉施設最低基準を遵守するという規定でよいのではないかという意見がある。

【報告書】 < 12、13、18、41、42頁 > 【法人アンケート】 < 3頁 >

法人アンケート及びヒアリングを通じて、3頁の「保育内容の継続性」及び「募集要領等」に関する意見として、上記のような意見がある。

留意事項及び課題等

各種健康診断を規定する必要性の有無
 国の最低基準との関連性
 保育環境の急激な変化につながるのかという視点から検討が必要

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	やや高	やや高	改善	民営化事業の継続にあたり、各種健康診断については、児童福祉施設最低基準第12条の規定に基づいて、適切に実施することとする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【各種健康診断】
 各種健康診断については、児童福祉施設最低基準第12条に基づくとともに、当該保育園の子どもの状況を踏まえ、適切に実施することとする。

<理由>
 最低基準において、嘱託医の設置が義務付けられており、公立では、嘱託医を委嘱することにより、内科検診に対応している。
 また、内科検診の3回については、児童福祉施設最低基準に規定のある年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行っているものである。
 したがって、児童福祉施設最低基準第12条に基づくとともに、当該保育園の子どもの状況を踏まえ、適切に実施することとする。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 8		現状における保育内容の継続 (障害児保育)		第2条 第1項 第3号 募集要領 - 2 <保育内容> (11)

現 状

障害児保育については、茨木市障害児保育実施要綱（平成14年4月1日実施）に基づき、移管先法人と市が連携し、実施することとしている。
 これは、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが重要であることから、これまでの公立保育所における実績を継承しつつ、移管先法人においても実施することとしている。
 また、保育所保育指針においても、「障害のある子どもの保育」などに規定があり、指導計画の中に位置付け、適切な対応が求められている。

基本方針：障害児保育は、現行どおり実施すること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

特になし。

【移管先法人】

特になし。

【報告書】 <19頁>

留意事項及び課題等

保育所保育指針の「第4章 保育の計画及び評価」中、「ウ 障害のある子どもの保育」において、指導計画の中に位置づけることが規定されている。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、障害児保育については、現行どおりの移管条件を適用することとする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【障害児保育】

障害児保育については、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱（平成14年4月1日実施）に基づき、適切に実施することとする。

<理由>

すべての子どもが、日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが重要であること。
 保育所保育指針においても、「障害のある子どもの保育」などに規定があり、指導計画の中に位置付け、適切な対応が求められていること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 3 - 9		現状における保育内容の継続 (苦情処理)		第5条 第1項 第4号 募集要領 - 2 <引、三者等> (5)

現 状

保育内容等に関する苦情については、苦情受付担当者や苦情解決責任者及び第三者委員による「福祉サービス苦情解決委員会」を設置し、問題解決に努めることとしている。

また、苦情処理については、社会福祉法第82条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されているとともに、国から、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針が示されているほか、児童福祉施設最低基準第14条の3において、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとされている。

さらに、社会福祉法第83条に基づき、大阪府において、「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービス苦情解決の仕組みが構築されているほか、本市においても、「茨木市福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」を制定し、福祉サービス苦情解決の仕組みを構築している。

基本方針：苦情処理の仕組みを整備すること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

【報告書】 <19頁>

留意事項及び課題等

特になし。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業の継続にあたり、苦情処理については、現行どおり、児童福祉施設最低基準に基づき、必要な措置を講じるとともに、社会福祉法の規定及び指針に基づき、適切な対応に努めることとする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【苦情処理】
利用者等からの苦情の処理については、児童福祉施設最低基準に基づき、必要な措置を講じるとともに、社会福祉法の規定及び指針に基づき、適切な対応に努めることとする。

<理由>
苦情処理については、社会福祉法第82条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されていること。
国から、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針が示されていること。
児童福祉施設最低基準第14条の3において、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとされていること。
社会福祉法第83条に基づき、大阪府において、「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービス苦情解決の仕組みが構築されていること。
本市においても、「茨木市福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」を制定し、福祉サービス苦情解決の仕組みを構築していること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 4		移管先法人への引継ぎ 「円滑な移行」 (合同保育)		- 募集要領 - 2 <引、三等> (1)(2)

現 状

移管先法人への引継ぎについては、合同保育と引継保育を実施しており、合計で1年間を通して、保護者の不安の解消と保育環境の急激な変化を最小限に止めるための円滑な引継ぎに努めている。

また、保育内容の引継ぎとして、平成 年1月から3月の3か月間、移管先法人の保育士（施設長予定者を含む）と保育を一緒に行う「合同保育」を実施し、移管先法人は職員の派遣について協力するとともに、合同保育に参加した保育士は必ず各クラスに配置することとしている。

さらに、看護師・用務員（調理員）についても、合同保育期間中に随時職員を派遣し引継ぎを受けることとしている。（合同保育に係る経費については、市が負担）

基本方針：民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることからその影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

「合同保育をはじめ、引継保育や巡回保育の期間の充実」を望む意見がある一方で、保育環境の変化への配慮に対して、「楽しい時間であれば、子どもたちは自然に順応していく」という意見がある。

【移管先法人】

「合同保育は有意義であった」や「子どもの性格や関わり方を聴くことができ、参考になった」との意見がある一方で、年度末（1月～3月）における専任保育士の配置が難しいことや3か月間での合同保育ではなく、1年程度の引継期間が必要などの意見がある。

【報告書】 <19、20頁> 【保護者アンケート】 <19、20、21頁> 【法人アンケート】 <4、5頁>

留意事項及び課題等

公立保育所として運営している期間における合同保育の実施であり、保育士の確保や実施時期の考慮が必要

合同保育の実施期間の検討

看護師・用務員の合同保育における引継期間（現行5日間）の検討

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の遵守

合同保育に参加した移管先法人の保育士のクラス配置に関する規定の有無

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	やや高	改善	民営化事業の継続にあたり、合同保育については、移管先法人における保育士の雇用の問題、円滑な引継ぎに必要な期間などを総合的に勘案する必要があるため、改善の方向性として2案を示して、検討することとする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【合同保育】

別冊資料「合同保育・引継保育等の体制について」のとおり（30頁）

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 4		移管先法人への引継ぎ 「円滑な移行」 (引継保育等)		第5条 第1項 第5号 募集要領 - 2 <引、三者等> (3)

現 状

移管先法人への引継ぎについては、合同保育と引継保育を実施しており、合計で1年間を通して、保護者の不安の解消と保育環境の急激な変化を最小限に止めるための円滑な引継ぎに努めている。

保育内容の引継ぎとして、引継保育等（巡回保育を含む）については、保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、民営化後に、公立保育所の保育士が、移管後の保育園に出向き、合同保育で引継いだ保育内容等が適切に実施されているかを確認している。（6か月間の引継ぎ保育及びその後3か月間の巡回保育を実施）

ただし、三者協議会において合意を得たときは、引継ぎ保育及び巡回保育の期間について、短縮することを妨げないこととしている。

基本方針：民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることからその影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

「合同保育をはじめ、引継保育や巡回保育の期間の充実」を望む意見がある一方で、保育環境の変化への配慮に対して、「楽しい時間であれば、子どもたちは自然に順応していく」という意見がある。

【移管先法人】

「6か月間の引継保育が一番内容があった」や「具体的な内容を聞くことができた」などの意見がある一方で、保育士の意思統一が図られず、引き継ぎが円滑に行きにくかったことなどの意見がある。

【報告書】 <19、20頁> 【保護者アンケート】 <19、20、21頁> 【法人アンケート】 <4、5頁>

留意事項及び課題等

引継保育の実施方法及び期間の再検討

- ・ 4月から6月：月～金 午前9時～午後5時 所長、乳児・幼児クラスの保育士1名（計3名）
- ・ 7月から9月：週3回 午前9時～午後5時 乳児・幼児クラスの保育士1名（計2名）

巡回保育の実施方法及び期間の再検討

- ・ 10月から12月：週1回 時間指定なし 所長が訪問（引継の仕上げを行う）

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	改善	民営化事業の継続にあたり、引継保育等については、移管先法人への円滑な引継ぎとして、「合同保育」と一体となった取り組みが必要であることから、合同保育の改善の方向性を踏まえた引継保育期間の内容とする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【合同保育】

別冊資料「合同保育・引継保育等の体制について」のとおり（30頁）

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
	6 - 5		三者協議会 (移管条件や保育内容の継続性等の確認) 及び (問題点の改善)		第5条 第1項 第1号2号 募集要領 - 2 <引、三等> (4)(6)

現 状

公立保育所の移管先決定後及び移管後において、当分の間（移管時の園児が在園している間）、当該保育園の保護者、移管先法人、市の三者が移管条件や保育内容の継続性等について確認し合うとともに、問題点の改善に努めることを目的として設置している。

三者協議会の設置の目的については、一定、達成されているものの、公立保育所における保育内容の継続性が求められ、私立保育園の柔軟性及び即応性が活かされていないという問題も指摘されている。

三者協議会は、要望・要求の場ではなく、子どもたちの最善の利益のため、保護者、移管先法人、市の三者が、それぞれの役割を十分に認識しつつ、それぞれに何が求められ、どのように対応していくかを協議する場ですので、三者協議会として協議する事項を定めるなど、協議会の円滑な運営に留意する必要があると考えている。

基本方針：移管先決定後及び移管後において当分の間（移管時の園児が在園している間）、茨木市、移管先法人、当該保育所の保護者からなる三者協議会において、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに問題点の改善に努める。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】

民営化をするかどうかを決める話し合いと思っていたが、行政は、民営化を前提で、意見や希望を聴くという姿勢だったので保護者との溝を感じたなどの意見がある。

【移管先法人】

三者協議会は、「移管先法人が何をかわからない」が前提となった条件の一つである。保護者に「民営化は保育の質の低下につながる」という印象を与えたなどの意見がある。

【報告書】 <20、21頁> 【保護者アンケート】 <20、22頁> 【法人アンケート】 <3、4、6頁>

留意事項及び課題等

私立保育園の柔軟性及び即応性の促進
三者の役割、責任の明確化
協議事項の決定

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	やや高	継続	民営化事業の継続にあたり、三者協議会については、子どもたちへの急激な保育環境の変化を最小限に止めつつ、子どもたちの最善の利益を確保する観点から、現行の民営化基本方針の内容を引き継ぐこととするが、三者協議会の役割・目的を明確に示すこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【三者協議会の役割、協議事項】

民営化する公立保育所の移管先法人の決定後から、当該保育所の保護者、移管先法人、茨木市（以下「三者」という。）で構成する三者協議会を設置し、子どもたちへの急激な保育環境の変化を最小限に止めつつ、子どもたちの最善の利益を確保するため、保育内容の充実や継続性等を確認し合うとともに、三者それぞれの適切な役割分担のもと、問題点の改善に努めることとしている。

このような三者協議会の役割・目的を十分に認識し、連携・協力して、将来を担う子どもたちの健やかな成長の実現に向けて取り組むこととする。

したがって、三者協議会は、民営化の是非を検討する場ではなく、民営化に際し、公立の保育内容を継続しつつ、段階的に保育内容の充実に向けて、協議する場である。

また、移管先法人における保育士の人事や給食物資等の事業者の選定など、管理・運営に対する事項については、当該法人の責任と判断により、適切に実施されるべきものであり、協議事項とすべきではない。

さらに、保育室のカーテンをはじめとする保育環境の中でも、子どもたちの保育環境に著しく影響を及ぼすものでない事項についても、協議事項とすべきではない。

ただし、移管先法人の責任と判断により、変更した事項において、変更後、子どもたちの保育環境に影響が出た場合については、協議の対象とすべきである。

公立の保育内容の継続については、民営化初年度の保育環境の急激な変化を最小限に止めるための措置であり、民営化後の5年間は、変更しないというものではない。

なお、三者協議会の設置期間については、移管先法人と茨木市が締結する民営化に伴う協定期間（5年間）とする。
また、三者協議会の開催については、三者のいずれか一者から要請があれば開催できるものとする。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	開所日等	関連項目	協定書
	第3条 第1項 第4号		損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入		- 募集要領 - 2 < 保育内容 > (5)

現 状

移管先法人には、児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険への加入することを規定するとともに、保護者に対しては、移管先法人から、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童のけがに等に備えるよう規定している。

協定書：児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかける。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

留意事項及び課題等

特になし。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	やや高	継続	民営化事業を継続するにあたり、損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入】
児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童のケガ等に備えることとする。

【理由】
児童の不慮の事故に備える必要があること。

【その他】
災害共済給付制度とは、センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うもので、その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度である。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	開所日等	関連項目	協定書
	第3条 第1項 第7号		宗教食への配慮		募集要領 - 2 <保育内容> (8)

現 状

宗教食については、アレルギー対応と同様の配慮を行うこととしている。
これは、保育所保育指針における特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応において、適切な対応が求められている。

協定書：宗教食についても、前号と同様の配慮を行う。
(前号は、協定書第3条第1項第6号に規定している、アレルギー対応のこと。)

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

留意事項及び課題等

法令等において、この義務付けはないが、保育所（園）から保護者への情報の提供、また、一人ひとりの子どもへの対応として、望まれている。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	やや高	やや高	継続	民営化事業を継続するにあたり、宗教食への配慮については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【宗教食への配慮】
宗教食についても、前号と同様の配慮を行うこととする。
(前号は、協定書第3条第1項第6号に規定している、アレルギー対応のこと。)

<理由>
保育所保育指針における特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応において、適切な対応が求められていること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	保育士配置基準等	関連項目	協定書
	第4条 第1項 第3号		施設長の経験年数		募集要領 - 2 <保育士等> (3)

現状

保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者としてしている。
これは、保育所保育指針において、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されているため、一定の経験年数を有する者が施設長であることが望まれる。

協定書：施設長は、保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者とする。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

【報告書】 <14頁>

留意事項及び課題等

保育所保育指針の第7章において、「施設長は、第1章から第6章までに示された内容を踏まえて保育所を運営するために、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要であること」などが、明確に示されており、一定の経験を有する必要がある。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業を継続するにあたり、施設長の経験年数については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【施設長の経験年数】
施設長は、保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置することとする。

<理由>
保育所保育指針において、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されていること。

<留意事項>
施設長としての役割については、保育所保育指針にも示されているように、高度な専門性が求められていることから、協定書において、施設長の経験年数としての条件を義務付けている。
施設長の選考については、このような役割・責務に鑑み、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、移管先法人は、施設長の配置に最大限の努力を傾注することなど、移管条件として検討すること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	保育士配置基準等	関連項目	協定書
	第4条 第1項 第4号		専任看護師の配置		- 募集要領 - 2 <保育士等> (4)

現 状

専任の看護師を常勤で配置することとしている。
 看護師の設置については、法令上、乳児9人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置くよう努めることとされている。
 また、本市独自の制度として、看護師配置対策費補助を実施している。

協定書：専任の看護師を常勤で配置する。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

【報告書】 <14頁>

留意事項及び課題等

看護師の常勤配置の定義を明確化
 専任の看護師の必要性
 市立保育所では、各保育所に看護師1名を配置しており、勤務時間については、規則において、規定している。
 (法令上、看護師の設置については、乳児9人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置くよう努めることとされている)

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業を継続するにあたり、専任看護師の配置については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方(方向性)

【専任看護師の配置】
専任の看護師を常勤で配置することとする。

<理由>
看護師の設置については、法令上、乳児9人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師1人を置くよう努めることとされていること。
本市独自の制度として、看護師配置対策費補助を実施していること。

<留意事項>
公立保育所では、午前9時から午後5時30分まで、専任の看護師を配置していることから、常勤とは、公立保育所の勤務時間を基本とするが、子どもの状況やニーズに対応して、移管先法人が、柔軟に設定できるものとする。
ただし、労基法等の関係法令に基づき、適切に実施するものとする。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	保育士配置基準等	関連項目	協定書
	第4条 第1項 第5号		栄養士の配置		- 募集要領 - 2 < 保育士等 > (5)

現 状

栄養士を配置することとしている。
 栄養士については、保育所保育指針に、その役割、必要性が明記されていることから、その配置を義務付けしている。
 一方、栄養士の役割、必要性が明記されているものの、配置が義務付けされている訳ではない。

協定書：栄養士を配置する。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
 特になし。

【移管先法人】
 特になし。

【報告書】 < 14頁 >

留意事項及び課題等

栄養士の配置の必要性

栄養士の配置については、義務付けされている訳ではないが、保育所保育指針からは、その必要性が伺える。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	やや高	やや高	継続	民営化事業を継続するにあたり、栄養士の配置については、その必要性を考慮し、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【栄養士の配置】
 当該保育所への栄養士の配置については、移管先法人が運営している各施設を含め、法人内に1名配置することとする。

<理由>
 栄養士の配置については、義務付けされていないが、その役割、必要性が高いこと。
 市としても、その役割、必要性が高いことに鑑み、保育課に配置していること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	保育士配置基準等	関連項目	協定書
	第4条 第1項 第6号		臨職・パートの就労への配慮		- 募集要領 - 3

現 状

子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、臨時・パート職員が引き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人における適切な選考のもと、その採用についての配慮を依頼している。

協定書：茨木市立 保育所に勤務していた臨時職員及びパート職員が引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮する。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

留意事項及び課題等

特になし。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
やや高	やや高	やや高	継続	民営化事業を継続するにあたり、臨職・パートの就労への配慮については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【臨職・パートの就労への配慮】
茨木市立 保育所に勤務していた臨時職員及びパート職員が引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮することとする。

<理由>
子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、臨時・パート職員が引き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人における適切な選考のもと、その採用についての配慮を依頼していること。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	保育士配置基準等	関連項目	協定書
	第4条 第1項 第7号		保育所定員構成及び受入年齢		- 募集要領 - 2 < 保育士等 > (6)

現 状

公立保育所として実施していた保育内容等を可能な限り継続して実施することとしていること、また、待機児童の現状を踏まえ、定員の弾力化については、これまで、公・私協調した取り組みを実施してきたことなどから、定員構成及び受入年齢については、現状を維持するとともに、変更する場合については、協議事項としている。

協定書：保育所定員（弾力化後）構成及び受入年齢は、茨木市立 保育所における内容を継承するものとし、これらを変更する場合は甲乙協議する。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

留意事項及び課題等

特になし

保育所の定員の弾力化については、これまでから、公私協調し、実施してきたところであるとともに、保育環境の多少の変化はあるものの、著しい影響があるとは言えないことから、三者協議会における案件とすべきではない。ただし、保護者への情報提供としての周知が必要。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	高	高	継続	民営化事業を継続するにあたり、保育所定員構成及び受入年齢については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【保育所定員構成及び受入年齢】
保育所定員（弾力化後）構成及び受入年齢は、茨木市立 保育所における内容を継承するものとし、これらを変更する場合は甲乙協議することとする。

<理由>

公立保育所として実施していた保育内容等を可能な限り継続して実施することとしていること。
待機児童の現状を踏まえ、定員の弾力化については、これまで、公・私協調した取り組みを実施してきたこと。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	協定書	項目	引継ぎ、三者協議会等	関連項目	協定書
	第5条 第1項 第3号		保護者への意向調査等		募集要領 - 2 <引、三者等> (7)

現 状

民営化に伴う保護者の意向を伺うもので、調査項目の内容についても、三者で協議し、決定している。
この意向調査については、移管先法人が実施し、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図るものである。
また、一部では、法人と保護者のみで実施しているところもあるが、その結果をいただいた場合には、市の情報ルームにおいて、公開している。

協定書：乙は必要に応じ保護者を対象に「意向調査」を実施し、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図る。

【参考】
募集要領：移管後、移管先法人は保護者を対象に「意向調査」を実施し、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図ること。

保護者及び移管先法人からの意見

【保護者】
特になし。

【移管先法人】
特になし。

留意事項及び課題等

特になし

協定期間終了に伴い、協定書に規定する意向調査については、廃止することになる。
ただし、保護者と移管先法人の間において、継続することが決定されれば、それを妨げるものではない。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方
高	やや高	やや高	継続	民営化事業を継続するにあたり、保護者への意向調査については、現行どおり、協定書及び募集要領の内容をそのまま引き継ぐこととする。ただし、文言の整理が必要。

今後の移管条件のあり方（方向性）

【保護者への意向調査】
移管先法人は、必要に応じ保護者を対象に「意向調査」を実施するなど、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図る。

<理由>
保護者の意向把握に努め、保育の向上を図る必要があること。

<留意事項>
協定書では、必要に応じて実施することとしており、募集要領では、実施することとしているため、移管先法人に実施を義務付けすることとした場合には、文言の整理が必要であること。
調査の方法についても、意向調査のみではなく、移管先法人と保護者との連携による意向把握をしていることも考えられるため、「意向調査を実施するなど…」に改めること。
内容については、三者で協議して定めているため、その旨の規定を設けること。

【追加事項】
公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価する、福祉サービス第三者評価を受けるよう努めることを移管条件の努力義務として規定する。

<理由>
客観的な視点から業務改善につながるとともに、保育サービスの維持・向上につながること等。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法		関連項目	協定書
						募集要領
現状	基本方針の項目番号を記載しています。		留意事項等の（検討していただく）項目を記載しています。		協定書の項目番号を記載しています。	
					移管先法人募集要領の項目番号を記載しています。	

これまでの取り組み状況や項目に対する考え方を表すとともに、現、基本方針に規定しています内容についても記載しています。

保護者及び移管先法人からの意見

民営化事業評価に関する報告書に記載のある保護者や移管先法人からの意見を基本としつつ、保護者及び移管先法人アンケート結果に基づく提案や意見を表しています。
 また、民営化事業評価に関する報告書及び両アンケート結果報告書に記載のある、又は、関連する頁を明記しています。ただし、意見等がない場合は、それぞれの報告書における頁の記載はありません。

留意事項及び課題等

民営化事業評価に関する報告書及び保護者・移管先法人アンケート結果を踏まえ、項目に対する留意事項及び課題等について、記載しています。

項目の継続及び改善の必要性の有無

重要性	必要性	有効性	判定	今後の考え方

判定を踏まえ、項目の継続又は改善の考え方を表しています。

今後の移管条件（方向性）

方向性 1	方向性 2
-------	-------

重要性、必要性については、民営化事業評価に関する報告書やアンケートの結果を踏まえ、民営化事業を継続するにあたり、上記項目は重要であるか、また、必要があるのかを、「高い、やや高い、やや低い、低い」の4段階で表しています。また、有効性については、これまでの取り組み状況を踏まえ、基本方針の目的・目標の達成に向けて、有効な方法であったかを、同様に4段階で表しています。
 判定については、これらを踏まえ、項目を継続するか、改善するのかを表しています。

「項目の継続及び改善の必要性の有無」における考え方を踏まえ、上記項目について、これまでの手法を継続するもの、また、これまでの手法から改善するもの、それぞれに、方向性を提案しています。
 なお、継続する項目については、以前の基本方針における内容をそのまま示しているもの、また、分かりやすく示しているものがあります。